

社会資本整備審議会河川分科会

安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方検討小委員会（第5回）

平成25年2月18日

【事務局】 それでは定刻になりましたので、ただいまより第5回社会資本整備審議会河川分科会、安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方検討小委員会を開催させていただきます。

私は本日の進行を務めさせていただきます、事務局の〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

傍聴の皆様をお願いをいたします。傍聴は傍聴のみということになってございます。審議の進行に支障を与える行為があった場合には、退出いただく場合がございます。議事の進行にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、まず、お手元に配付しております資料の確認をお願いいたします。まず議事次第でございます。それから委員の名簿、配席図がございます。次に各資料でございます。資料1、それから資料2が2-1、2-2、2-3、2-4、4つでございます。それから資料3が3-1、3-2、3-3の3つでございます。それから参考資料といたしまして参考資料1、参考資料2ということで2つの参考資料がございます。もし過不足、あるいは不足、あるいは乱丁等ございましたら、事務局にお申し出いただければと思います。特によろしいでございましょうか。

それでは、引き続きまして本日の出席状況につきましてご報告いたします。本日は〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員がご都合によりご欠席でございます。社会資本整備審議会河川分科会運営規則第4条第1項に基づきまして、委員総数の3分の1以上の出席がございますので、本委員会が成立していることをご報告申し上げます。

カメラ撮りがもしございましたら、ここまでとさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、以降、議事に入りたいと思いますけれども、円滑な運営のためにご発言に当たりましてはお手元のマイクをお使いいただくようよろしくお願いいたします。ご発言の冒頭でお名前を発言いただければ幸いです。それではこれより議事に入りたいと思います。それでは委員長、よろしくお願いいたします。

【委員長】 ○○でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事次第に基づきまして進めさせていただきます。1番目の中間とりまとめの報告につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、説明をいたします。お手元の資料1でございます。内容につきましては、もう既に委員の皆様あるいは記者発表もさせていただいておりますので、今日、ご説明は省略をさせていただきますが、前回、12月3日にご審議いただきまして委員長一任ということでその後、修正作業をさせていただいた結果として2月5日の日に公表させていただいております。これまでのご協力、ご審議に御礼を申し上げるとともに、またこれを踏まえまして、今日以降のご議論もまたお願いできればと考えてございます。事務局からのご報告は以上でございます。

【委員長】 皆様のお手元には届いており、目を通していただいてご意見もいただいたということで、ただいま説明をしていただきました。

この後、この中間とりまとめをさらに答申案にすべく、予定としては今日と次回、この課題に残っている部分につきまして主として議論することになっています。この中間とりまとめにつきまして何かご意見ございましたら、いただきたいと思っております。

【委員】 すみません。

【委員長】 はい、どうぞ。お願いします。

【委員】 前回までで気がつきながら発言ができなかったことがございます。7ページの地域の防災力のところですけども、下から10行目のところ。「水防活動等を実施する堤防等の対象範囲が拡大する一方で、水防団員の減少と高齢化が続いている」ということがありますけれども、この水防団員ということだけでいいのかと。消防機関というのがございますね。具体的には消防署、消防団員、私が言いたいのは、消防団員でありますけれども、同じように減少と高齢化が続いているということがありまして、ここで水防団だけを取り上げるのはいかがかなと思って、消防機関も重要、担い手というか基本的な担い手でございますので、消防団員のことを触れなければ、具合が悪いのではないかなという気がいたしておりました。

【委員長】 事務局、お願いします。

【事務局】 委員長のお話のように、この中間とりまとめにあることそのものも含めて追加すべき事項につきましてはご議論いただければと思ってございますので、今ほどの点も含めてこれからまた答申に向けて事務局としては作業を進めていきたいと思ってござい

ます。

【委員長】 今の件、私はよくわかってないので、質問ですが、消防団員と水防団員というのは一緒になっているんですか。

【委員】 いや、水防法では基本的には消防機関が対応すると。消防機関だけで対応できないところについては、要するに広域的な取り組みということになって、そういったときは水防団を設置することができる。あるいは逆に設置をしなければならないという取り組みになっているんです。

【委員長】 そうすると、ここは両方書いてあることが必要だということですね。

【委員】 と思います。

【委員長】 そういうご意見ですので、それは考慮していただくことにします。同様なご意見もあるかと思しますので出していただくことにしまして、ほかには、この中間とりまとめにつきましていかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【委員】 岐阜県の〇〇です。17ページの「管理水準の確保に関する河川制度の整備」というところなんですけれども、これから答申というところで具体的にまた政省令でいろいろ書かれると思うんですけれども、現実の問題を少しお話しします。河川施設といっても相当数あります、それも重要なものから重要でないものまである。例えば排水機場とか水門とか閘門とか非常に大切なものから小さな樋門まであるということですので、その辺のところは全てについて義務化してしまうと、なかなか自治体としてはやり切れない部分があます。財政的にも人材の面でもなかなか苦しいのがありますので、その辺については今後どういうものをどう点検するのを義務化するのか。あるいは少し強弱をつけて検討していただきたいなと思います。

【委員長】 大事なところですね。事務局お願いします。

【事務局】 まず事務局のほうからお答えいたしますと、今ほどの17ページの②の「河川の規模や施設の重要度等に応じた」というのが、ある意味では今の委員のご指摘に对应してそのような表現ぶりになっているということだと思います。今ほどのご発言は①の「制度を、道路法令等を参考にして整備すべきである」という部分で、今後どういう形でその法律等にしていくのかというようなことに対するご意見だったと思いますけれども。また委員長からのご指示もございましたので、次回また我々がこの中間とりまとめに対してどういうふう具体的な施策なり、制度なり検討していくかという状況のご報告をさせてい

ただければと思っております。また、お気づきの点については、先ほどのご発言も含めてこの答申に向けて中間とりまとめの修正ないしは加筆すべき点についてはまた今日のご意見を踏まえて、次回資料を提出させていただければと思っております。

【委員】 お願いします。

【委員長】 今回の会議で今回ここで扱っている法令制度に関するものをまとめていただくことにしようと思えます。よろしくをお願いします。

【事務局】 はい、お願いします。

【委員長】 ほかにはいかがでしょうか。

ただいま説明がありましたように、また幾つかのご意見がありました。各委員にご協力いただき、中間とりまとめとすることができました。本小委員会の使命は大臣からの諮問に対する答申案をまとめることとなります。この中間とりまとめを基本としながら、さらに本小委員会において議論を深めて、年度末をめどとして答申の取りまとめをしたいと考えておりますので、委員の皆様には引き続きよろしくお願い申し上げます。

では続きまして、事務局から資料に基づいてご説明いただきます。昨年の暮れに起きた中央自動車道笹子トンネルにおける天井板落下事故を契機として、社会資本の各分野において老朽化対策が社会的に強い関心事になっております。国土交通省においても大臣のリーダーシップのもとで老朽化対策の取り組みが進められていると伺っております。そのことを踏まえ、中間とりまとめにおける河川の管理の取り組みについてもさらに検討を加えるべき事項もあるかと思われま。そこで議事次第の2、老朽化対策の取り組みについて説明をお願いします。

【事務局】 事務局の〇〇でございます。私からは、老朽化対策の取り組みについて説明させていただきます。まず初めに資料2-1をお出しいただきたいと思います。

社会資本の老朽化対策会議の設置についてご説明いたします。社会資本の老朽化が進む中で社会資本の戦略的な維持管理・更新をすることが求められておりますが、こういった必要な施策について検討して着実に実施していくことを目的として国土交通大臣を議長といたします社会資本の老朽化対策会議が設置されております。そして大臣のもとで省全体として老朽化対策に取り組んでいくこととしております。3ページをご覧ください。

ここに老朽化対策会議における検討の方向性という資料が出ておりますが、項目を説明いたしますと、例えば「点検・診断・対策の実施」、それから「維持管理情報の整備」、「維持管理・更新の新技术導入」、「予算・制度等」、「長寿命化計画の策定推進」となっており

まして、本小委員会の中間とりまとめの項目とほぼ同様の項目となっております。

次に資料2-2でございます。平成24年度の国土交通省関係の補正予算の概要を添付しております。2ページをご覧ください。基本的な考え方の中で、今回の補正予算では「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」の3分野を重点としております。その中で特に安全性を徹底調査、総点検していくインフラ再構築の取り組みというのが非常に重要な課題となっております。具体的には、5ページをお開き下さい。

「復興・防災対策」についてでございますが、「命と暮らしを守るインフラの再構築」として、老朽化対策と事前防災・減災対策の2つが柱となっております。この中で老朽化対策等の推進として、老朽化するインフラを適切に維持管理できるよう、安全性の徹底調査・総点検・老朽化対策を実施するとともに、戦略的維持管理システムを構築することとしており、その第一歩として緊急のインフラ総点検、緊急老朽化対策等に取り組むこととしております。また、河川管理施設等の老朽化対策といたしましては、河川管理施設の詳細点検を実施するとともに、施設の老朽化の進行等により機能が低下した排水機場などの河川管理施設等の更新・補修等を実施することとしております。

次に資料の2-3についてご説明いたします。

平成25年度予算決定概要でございます。2ページをお開き下さい。平成25年度予算の基本方針が掲載されておりますが、補正予算と同じくインフラの老朽化が進行し、国民の命と暮らしを守るインフラの整備が大きな課題となっていることから、新たな視点に立って国土のメンテナンスを行う中でインフラ全体を再構築していくということが大きな柱となっております。そして4つ目の丸でございます。具体的にはインフラの安全性の徹底調査・総点検を行うとともに、ハード・ソフト両面から計画的、総合的に老朽化対策、事前防災・減災対策を実施していくこととしております。

次に本資料の8ページでございます。具体の項目ですが、「総点検、老朽化対策」の中で道路、河川管理施設等の総点検、老朽化対策等の推進として、1,804億円、対前年1.1となっております。河川については2つ目のポツとなりますが、河川管理施設等の機能が適切に発揮できるよう点検等により着実に施設の状態を把握し、経年劣化等により機能が低下した河川管理施設等の更新・補修等を行うこととしております。

続いて9ページでございます。「社会資本の的確な維持管理・更新に向けた取り組みの推進」ということで、これも各分野合計いたしまして対前年1.03となっております。河川については3つ目のポツでございます。河川維持管理データベースの構築、主要な河川管

理施設ごとの長寿命化計画作成等を推進し、ライフサイクルコスト縮減に努めつつ既存施設の機能が持続的に発揮できるよう戦略的に維持管理を行うということとしております。

次に資料2-4でございます。社会資本メンテナンス戦略小委員会より緊急提言が本年1月に出されております。内容の詳細については触れませんが、この資料2-4の一番最後の見開きのページをご覧ください。

この社会資本メンテナンス戦略小委員会は、社会資本整備審議会と交通政策審議会の合同の技術部会という部会がございまして、そのもとに設けられました合同の小委員会となっております。具体的な検討の内容でございます。最後のページに記載しておりますように、現在、各分野で維持管理の個別課題に関する検討が進められておりますが、そのような中で社会資本の維持管理、更新費用の将来推計ですとか、あるいは今後の維持管理・更新のあり方などについて、分野横断的な比較・整理、俯瞰的な視点からの検討を行うこととして、この小委員会で検討が実施されております。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明について、何かご質問ありますでしょうか。資料2-1から2-4までですね。

【委員】 よろしいですか。

【委員長】 はい、どうぞ。

【委員】 ○○でございます。構造物の老朽化ということで、樋門とか水門とか閘門が挙げられていますけれども、堤防自体というのはどういう扱いになるものなんでしょうか。堤防は土だから日にちがたてばだんだん強くなっていくということで、老朽化とは関係ないのか。それとも何ですか、ある部分は老朽化を考えるのか、考えないのかとか。何かそういう堤防を構造物として見たときにどういう取り扱いになるのかということをお教えいただきたいんですけども。

【委員長】 事務局お願いします。

【事務局】 確かに堤防の場合、一般的な構造物と違って経年劣化という形ではないかもしれませんが、放置しておきますと、例えば、構造物と土構造物の間にすき間ができるとか、あるいは植物の根が堤体に侵入してくるとか、あるいは、動物により穴ができるとか、そういったこともございますので、通常老朽化対策とは異なりますが、他の構造物と同様に戦略的な維持管理をしていく必要があると考えております。

また、昨年、九州の豪雨災害がございました。あのときには老朽化ではありませんが、

堤防を越水して破堤するのではなく、越水する前の途中段階で浸透あるいはパイピングにより決壊したということがありました。そういった教訓を踏まえて、全国で、堤防の一斉点検を実施いたしました。この結果も踏まえて今回の補正予算等でも緊急的な堤防補修等を実施しております。

【委員】 よくどこか壊れたところを補強すると、今度違うところが負担がかかって弱くなるのか、そういうこともあると思うんですが、今のお話だと例えばコンクリート構造物とほかの物と接触しているところが一番弱いので、そこを点検していくということが大事だということよろしいですか。

【事務局】 ええ、あとは例えばその堤防の中でも護岸の部分、今まで十分な点検が実施できていなかった護岸の裏側の空洞化や護岸の水中部の劣化等も含めて、点検していくことになっております。つまり、構造物のすき間だけじゃなくて、堤防全体の点検補修も実施することにしております。

【委員】 はい、ありがとうございました。

【委員長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

【委員】 ちょっとよろしいでしょうか。

【委員長】 はい、どうぞ。

【委員】 老朽化は使っていて古くなっていくということを主に点検されるんだと思うんですけども、治水施設のようにめったに来ない外力、例えば施設によっては一度も洪水を経験したことがないような施設もあると思うんです。そういう施設というのは別に使っていて古くなるわけではなくて年数を経て、しかしその間に実際に機能するかどうか、本番でチェックされてない施設が幾つかあるかと思うんですけども、そういったものについてちょっとやはり、特に樋門関係なんか果たして動くことになっておるんだけど実際にその水位に来たときに正しく想定した形で動くのかどうかという、そういうチェックも。特に未経験の施設については必要ではないかと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょう。

【委員長】 事務局お願いします。

【事務局】 まず、基本的に今のご質問には2段階あるかと思うんですけども、物事を設計するときどういう想定で設計するのかということと、あとそれを日々の管理の中でどういうふうに確認していくのかという部分と両方あるように受けとめさせていただきますと、基本的に設計につきましてはいわゆる洪水時の外力、例えば水位でしたら水位を

想定して、基本的にその状態で操作するように、操作できるようにということで設計してございますし、また先ほど〇〇委員からもございましたけれども、中小の河川も含めてさまざまな規模のものがございますけれども、大体基本的には新たな形式のもの以外は過去の経験等がございますので、そういったものに則った設計なり、あるいは管理なりをやっているということでございます。

また基本的に管理に当たっては操作を伴うようなものにつきましては、管理運転をするということを基本的にしてございますので、基本的には動くことそのものを確認するという点を点検の中に入れながらやっているというのが、比較的中小規模のものについてはそういうふうにしてございますので、今、委員のご指摘のようなことがないように我々としては管理を現場でこれまでできてきて頂いていますし、そういったものが今後確実になされるように〇〇委員のご指摘にありましたような規模に応じた基準というものをどういうふうに定めるべきかということもまた検討していきたいと考えておるところでございます。

【委員長】 よろしいでしょうか。今のご質問と回答に関連して、私のほうからも1点。

この老朽化対策、維持管理ということが注目を浴びており、いろいろおやりになるのは結構なんですけど、安全性についてあまりにも維持管理とか老朽化対策とかということに頼り過ぎていて私は思っています。すなわち川をどう見るのかとか、どういう川づくりをするのかというところをちゃんとしないで、安全性を維持によって守るとかということを強調してきているんですが、これはこれで大事なことなんですけれども、やっぱり先ほど事務局が言われたように、施設については設計をするときの考え方とか、そういうものをちゃんとしておかないとまずいと思います。もちろん河川砂防技術基準の設計編があるんですが、この時代にふさわしいものであるかの検証が必要だと思います。河川砂防技術基準の計画編ができ、調査編ができ、そして維持管理編ができ改定を繰り返しているんですが、設計という視点で川をどういうふうに見るか、施設をどう見るのかというところに抜け落ちがあるかのように私は感じています。できるだけ早い機会に施設の安全性というのはどんな考え方でやっているのかという、基本的な考え方が河川砂防技術基準の設計編としてないと、維持管理の中の老朽化対策だけでやるというのはちょっと片手落ちの感じがいたしますので、検討の機会をできるだけ早くつくっていただきたいと感じています。

【事務局】 もともとこの小委員会、河川の管理という非常に広い受けで議論を始めていただきまして、その中で今、維持管理のを中心にご議論をいただいていた経緯がございます。ですから中にも今ほど委員ご指摘のように河道をシステムとして捉えるですと

か、あるいは維持管理をしやすいような構造物のあり方というのがあるんじゃないかとか、要は元々造るときから施設の安全というものを考えていく必要があるのではないかという議論がございまして、そこら辺は中間とりまとめにも入れさせていただいている部分はあるかと思えます。

また既に答申に向けての議論になっているかと思えますが、今日のご指摘も踏まえてまた答申に向けては充実させていきたいと思えますし、河川の場合は施設、個々の施設が健全であるということよりも、やはり最終的には水害が起きないというような、堤防が切れないですとか、そういったような目標関数といいますか目標がございまして、そういったところに向けて個々の施設がどうあるべきかという議論、先ほど〇〇委員がおっしゃったようなこともあるかと思えます。

【委員長】 はい、ありがとうございました。

それでは、ほかには。はい、どうぞ。

【委員】 岐阜県の〇〇ですけれども、お願いがあるんですけれども、この社会資本の老朽化対策会議で議論していただきたいと思うんです。この中で人材の確保とありますね。予算・制度、体制、人材の確保・育成、担い手確保で、現在の県とか自治体の状況を言いますと、なかなか土木の技術人材が集まらない。これは民間も一緒なんですけれども、市町村に至ってはもっとひどい。募集をかけても今なかなか土木の技術で入っていただける人は非常に少ない。そういう意味では大学の先生方にもお願いしたいんですけれども、ぜひ土木の技術屋さんがきちんと土木の現場に入ってもらって、こういうメンテナンスをやっていただきたいと思えます。

そんな中でどうしてそうなのかというと、やっぱりPRといいますか、現在の社会資本の状況がこれだけ悪いんですよ。だからもう待っちゃおれないんですよというようなことをうまくPRできていないのではないかと思います。そんな中でこの戦略会議の中でもそういうPR戦略ですね、あるいは実態をほんとうに知ってもらう。県民、国民に知ってもらうような戦略も考えてもらって、それで国民、県民がほんとうに待たなすと。人もここに集めなきゃいけないというようなこともぜひ一緒に考えてもらいたいと思えます。

【委員長】 はい、ご意見としてお伺いしておきます。ありがとうございます。

はい、それでは〇〇委員。

【委員】 すみません。幾つかの資料を拝見させていただきながら、ごめんなさい。この社会資本メンテナンス戦略小委員会の中で3ページで公共団体の支援というのがございま

す。先ほど〇〇委員からお話があった話と同じなんだと思いますが、地方公共団体、民間事業者に対する十分な財政的支援、技術的支援に努めるべきであると。こういう書き方になっていまして、これが1月に出たものですから即予算の中でどういうふうに反映するのかなというところからいんですけども、25年度のこの予算の概要を拝見させていただきますと、そこら辺の話はちょうど1枚めくったこの表紙をめくっていただいた次のページの平成25年度国土交通省省予算の概要の左側の一番下から3行目のこの交付金のあたりに予算的な措置というのは出てきているのかなという感じがいたしました。そうしますと、14ページぐらいでしょうか、メニューはたくさん上がっているんですけども、具体的に自治体にとってみて使いやすいメニューになるかどうかということについては、十分これからご配慮いただきながら自治体のヒアリング等もしていただくなどをやっていたけるとありがたいと思います。ここはまだお金しか決まってないような感じなのかなとも見えるんですが、そうじゃなくて具体的なものがもう詰まっているんだという話なのかなもしれませんが、我々から見ると、どうもお金がもらえるようになっているんだけれども、枠はあるんだけれどもどうも使えないなというのが結構多いものですから、そこら辺は要望としてお願いしておきたいと思っております。

【委員長】 はい。事務局お願いします。

【事務局】 ただいまご指摘の14ページでございます。今回、各社会資本整備もそうなんですけれども、この事前防災・減災あるいは総合的な老朽化対策を進めていくためには、やはり1つの項目として交付金があったほうが良いという議論もありまして、今回新たに補正予算からですが、防災・安全交付金という交付金が創設されました。これは今まで各分野で実施しておりました防災・減災対策、あるいは老朽化対策の内容を横割りのにもできる総合的な交付金となっております。地方公共団体の計画に基づいて柔軟な形でご支援できるような形となっております。

またこれの効果促進事業につきましても、より使い勝手がよくなるように具体的な事例等もお示ししていきたいと考えております。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは本日の主要な議題であります答申案についての審議に入りたいと思います。事務局より資料の説明をお願いします。

【事務局】 それでは、事務局より説明に入らせていただきたいと思います。前のご議論、12月3日の際にも主に今後の課題として挙げられておりました超過洪水のご議

論につきまして前回の後半、最後の部分で少しご議論をいただきました。それに関連しまして水害を経験されました市町村の首長さん方から提言をいただいております。その点につきまして事務局よりご紹介させていただきます。

【事務局】 それではお手元の資料3-1をごらんになっていただきたいと思います。これはただいまご紹介ありました水害の被災市町村の首長さんで構成されます水害サミットという組織がございますが、この組織が被災経験を踏まえてこれからの水害対策について提言を取りまとめられたものでございます。この提言は大臣にも手交されております。この設立の経緯でございますが、平成16年の福井豪雨災害あるいは新潟・福島豪雨災害、台風23号等々で被災された三条、見附、福井、豊岡市の4市の首長さんが発起人となりまして水害サミットを立ち上げられ、現在102市町村の首長さんが参加されております。その提言でございます。

時間も限られておりますので項目だけ簡単に紹介させていただきます。まず2ページでございます。まず予防対策の実施ということ。それからただいまありました、特に想定を超える規模の洪水等様々な水害リスクの分析を行っていくということ。それから3ページにまいりまして、水害リスクを踏まえた内水と外水のバランスを検討していくということ。それから、流域も含めた総合治水対策を推進していくこと。それから内水対策における施設管理者等の協力体制の整備。4ページにまいりまして、特に広域・大規模な水防活動の体制整備。それから5ページにまいりまして企業の減災対策実施への支援。それから老朽化した施設に対する対策の実施。防災教育の推進ということで、非常に幅広い観点から多面的なご提言をいただいております。

以上、ご紹介です。

【事務局】 それでは引き続きまして、答申案に向けた資料のご紹介をさせていただきます。資料の3-2につきましては先ほど申しましたように前回の委員会の最後のところで今後の答申に向けて折り込むべき事項について幾つかのご発言がございました。その点を書きとめさせていただきます。それも含めまして資料3-3でございます。これまでのご議論を踏まえて、答申案に盛り込むべき内容についてということで、事務局なりの整理をさせていただきます。こちらでご説明をさせていただきます。

まず資料3-3の1ページでございますが、これは中間とりまとめの抜粋でございます。中間とりまとめの中のⅢ、今後のあり方の中に4ポツとして流域の視点が必要な新たな対応という部分がございます。その中で一番最後の2行でございますが、以上のように新た

な社会的要請に対応した事柄について、さらに本議会において議論するとなってございます。具体的にどのような内容が書かれておったかと申し上げますと、この4ポツの最初の段落が津波防災地域づくりの制度の整備ということもあって、関係機関が一体となって防災減災に取り組みがなされているようになっていっていると。河川についても施設の能力を超える洪水が頻発している中で、また地球温暖化による気候変化の影響も懸念されている。そんな状況があると。そういった中で2段落目でございますが、河川の管理と流域全体の防災力のあり方を総合的に検討することも求められていくのではないかとというような提示でございます。

また次の段落からは河川が流域の中で線状の管理区域が張りめぐらされているという特徴を持っていて、流域で生じるさまざまな課題に中心的な役割を果たすことも可能ではないかという論点でございます。例えばということで、23年に生じた利根川での広域の水道に関する水質事故の課題。それからもう一つでございますが、中ほどより下でございますけれども、広域の関係機関がかかわるようなエコロジカル・ネットワークづくり。そういった社会的な課題については河川管理者が流域地域をつなぐ連携の中心的な役割を果たすことも可能ではないかというような論点がございました。こういったような点を今後またさらに中間とりまとめに加えて新たな対応として盛り込むべき事項ではないかということが中間とりまとめまでのご議論としてあったということでございます。

関連する資料につきましては、参考資料1にこれまでの委員会資料から抜粋してございますので、また議論を思い出していただく際のご参考にさせていただければと思います。その点と先ほどの前回のご議論等を踏まえまして、事務局として2ページから残されている論点ということで整理をさせていただいてございます。今ほどのものと前回のご意見等を踏まえて、論点として書き出しているものでございます。これにつきましては簡単で短い内容でございますので、読み上げながらご説明をさせていただきます。

まず1つ目は、現況の安全度や計画規模を上回る洪水への対応ということでございます。平成23年の新潟・福島豪雨、台風12号、15号による水害、平成24年の九州の豪雨災害等、治水施設の能力を超える洪水が頻発しており、加えて地球温暖化による気候変化の影響も懸念されている。

2つ目でございますが、既に「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について（平成20年6月）」を社会資本整備審議会より答申しているところであるが、このような状況においては河川の管理の前提として洪水災害を引き起こす現象そ

のものの理解をさらに深め、適切な計画外力の設定や現況の安全性の評価などを客観的でわかりやすくしていくことはますます重要な課題となっているということでございます。この平成20年の答申につきましては、参考資料2として配付させていただいてございます。

3番目でございます。最近の甚大な水害が多発する状況下では、現在の治水施設の能力を超える洪水を視野に入れ、流域全体を見渡した防災力のあり方を総合的に検討することが求められる。今後の水害対策に当たっては、計画高水位等を超える洪水により危機的な状況にある河川流域の水害リスクを想定し、対応していくことが重要な課題になると考えられる。

最後でございますが、そのためには流域の水害リスクの検討を進めるとともに、それを考慮して河川内に多くある既存不適格の工作物への対応、あるいは河川管理施設の操作について検討を行うことも必要な課題となっているということで、課題を主に提示いただいているような内容になってございます。

続きまして流域における防災・減災でございます。そういった状況を受けてでございますけれども、津波防災地域づくりにおいて浸水域における施策が進められている中で、流域全体の防災力を高めるためには、洪水の氾濫域における二線堤等の氾濫流を制御する施設による対応も検討するべき課題である。

また大規模水害時には、避難等に係る情報提供や氾濫予測の実施、排水対策等のオペレーションなど、危機管理に対する備えも具体的な検討を行うべき重要な課題であるということでございます。

関係行政の連携でございますが、東北地方太平洋沖地震による津波災害の経験を踏まえ、新たに津波防災地域づくりの制度が整備され、河川管理者、海岸管理者、地方公共団体等が一体となった防災・減災対策の取り組みが始まっている。洪水等に対しても流域における減災・防災対策を進めるためには、都市、道路等の他分野と連携した取り組みが重要となる。

ゲリラ豪雨等の都市域における集中豪雨対策には、下水道の管理と一体的な取り組みが必要である。このような関係部局が連携した水害対策の取り組みは、河川の管理においてますます重要となってくるということでございます。主に最初に申し上げた水害の状況と踏まえて、関係機関の連携等に対する課題の設定という形で整理をさせていただいてございます。

それから水防に関する残された論点として、これは先ほどのご発言にも関連してございますが、水防そのものに対する認識の低下と相まって、水防団員の減少と高齢化が続くとともに、団員のサラリーマン化による昼間不在など実活動団員数の減少が顕在化している。これらの課題に対処するため、流域における水防の社会的な役割を明確にすることが重要な課題である。

水防団員の減少・高齢化を踏まえると、広域にわたる水防活動をより効率よく実施するためには、若手への水防技術の伝承や、省力化・機械化、安全のための遠隔操作化など、近代水防工法の技術開発は取り組むべき重要な課題である。これは中間とりまとめの水防に抜けているような観点かと考えられます。

それから流域内の広域連携ということでございます。利根川で広域にわたって水道取水に影響を生じた昨年の水質事故事案に鑑みると、流域における安全な水質の確保に当たって関係機関の情報共有体制の強化が必要であり、水質事故をはじめとする緊急事態に当たっては関係機関と連携して迅速な対応が可能となる体制の強化が必要である。

関東地域において河川の持つ水面や水環境を基本とした広範な河川環境のネットワークを構築する取り組みが地域の市町村等を中心に河川管理者との連携のもとに進められている。こうした広域的な河川関係機関がかかわるエコロジカル・ネットワークづくりでは、プロジェクトを牽引する役割を担う者が必要とされており、河川が流域の生態系ネットワークの形成において中核となることから、河川管理者が流域における複数の地方公共団体や関係機関をつなぐ連携強化に中心的な役割を果たすことが期待される。

河川の管理は防災という社会基盤の基本的な分野を担っているが、防災のみならず以上のような直接的貢献を他の分野と連携しながら果たしていくことが課題とされる。これはこれまでご議論されたものを抽出している形でございます。

最後のところでございますが、魅力ある河川の整備、これまでも河川管理者は流域と連携し、まちづくりと一体となった河川空間の整備・利用を進めてきたところであるが、今後は民間企業との連携等を通して、都市や地域におけるシンボルであり、また活力の源となるような美しい川づくりや、河川空間の高度利用等を促し、支援する仕組みについても検討が必要である。これも地域の資源としての河川ということが中間とりまとめでございますが、さらに検討を進めていくべき課題の投げかけという形で整理をしてございます。

以上のような形で中間とりまとめにございます今後のあり方、あるいはそれを踏まえた具体的な取り組み、こういったものを整理していただいておりますが、前半にもご議論

ございましたようにそういったものの修正、追加をするべき事項、あるいは今後さらに検討していくべき課題としてこの委員会より設定をいただく事項。そういった両面につきまして論点があるかと思しますので、今日、ご議論をいただきましてまた事務局として答申案に向けて整理をさせていただければと考えてございます。

【委員長】 ありがとうございます。

中間とりまとめにおいても流域の視点が必要な新たな対応として議論が残された形になっておりました。前回は超過洪水に関連するご意見をいただいたところですが、先週にはこれに関連して水害に遭われた市町村長からの提言もあったとのこととあります。また老朽化対策に関する国土交通省の取り組みもご紹介がありました。その点に関する中間とりまとめへの追加も合わせて、これからご議論をいただきたいと思っております。

本日のご議論を踏まえて、次回には答申案の取りまとめを行いたいと考えておりますので、記載すべき内容について委員の皆様のご活発なご意見をお願いしたいと思います。ただいまから1時間程度時間をとってありますので、ぜひ活発なご議論をお願いします。どこからでも結構でございますので、必ずしもここに書いてあることだけでなく、ご意見がありましたらお願いします。

それじゃあ邊見委員をお願いします。

【委員】 東京都の〇〇でございます。この資料3-3ですけれども、幾つかあります。例えば3ページの上から4行目でしょうか。都市域における集中豪雨対策ということで、触れていただきましてありがとうございます。下水道との一体的な取り組みだとかそういうことが触れられております。若干ご紹介させていただきますと、昨年11月に東京都で都内の中小河川のレベルを少し上げようということで、今まで3分の1確率だったんですけれども、それを少しレベルアップして20分の1確率にしようということで、河川計画課長にも議論には加わっていただき取りまとめさせていただきまして、都内の河川、40年ぶりのそういう方針の見直しみたいなことではあります。その中で大規模な広域調節池みたいなものとか、あるいはちょっとここに触れられています、下水道との連携みたいなことも取り上げさせていただいています。いろいろな下水道も調節池持っていたりしていますから、そこの相互融通みたいなことをこれまでもやってきたんですけれども、もっとやっぺいこうみたいなことを打ち出させていただいております。個別にも委員長からも若干のアドバイスを頂戴したりしてございます。まさに都市域における重要な課題だと思いますので、これをしっかりと位置づけていただければというのは1点目でございます。

それから2点目。続けてよろしいでしょうか。

【委員長】 はい、どうぞ。

【委員】 2点目です。ちょっとその下にありますが、水防団員、先ほども若干ご議論がありましたが、少し若干減少傾向にある高齢化、課題がございます。その辺の社会的な役割を明確にというような記述がございますが、これも都で昨年地域防災計画、修正をしたんですが、その中で若干ちょっと視点違うかもしれませんが、民間企業を含む事業所の役割というものも大分前面に打ち出ささせていただいたりしています。背景には消防法でも一定規模以上の事業所、自衛消防組織設置の義務づけみたいなものがあったりしますし、あとは企業の社会貢献みたいなものも今いろいろ言われています。そういった面もこの部分になるのかどうかわかりませんが、少し出していてもいいのかなというような気がしています。先ほどの紹介のあった水害サミットでも若干企業の話が出てきているようにお見受けをいたしました。

ついでにもう一つ、3つ目ですが、最後に4ページの上のほう、河川空間の高度利用ということで、位置づけようということで都市域の河川としては今後非常に重要な課題だと思っております、ちょうど今日、隅田川の隅田公園の隣接地で河川占用許可準則を使った占用許可をしようということでいろいろ取り組みを進めていまして、台東区のほうでその事業者が決まりましたなんていうのは、今日2月18日ですから今日プレスをしたりして、タリーズだとかもう一つあるのかな。こんなことを出したりしています。広島とか大阪で大分先進的に進められておまして、東京ももっともっとやっっていこうということで、さらにやっっていこうと思っておりますが。若干この表現として河川空間の高度利用というところちょっと違うかなみたいな印象もちょっとありまして、利活用みたいな表現かなと思っております。

加えて河川は重要な当然ながら防災施設でもありますので、その兼ね合いの留意も必要だねというような記述も若干あってもいいのかなと思います。その上でこういったことを都としても都市河川の代表としてどんどん進めていきたいと思っております。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいま、3つほどいただきましたが、いかがですか。

【事務局】 まず事務局のほうから答えすべきことは、最初の都市水害の件につきましてはまた次回に向けて反映をさせていただきたいと思っております。最後の点につきましても答

申案に向けてのご意見としてまた作業に反映させていただきたいことです。

【委員長】 そうですね。何か河川の利用の高度化というのはこれまでも随分使ったけれども、利活用というのはよい表現ですね。高度化というのはどこでも高度化になり過ぎちゃっていて何だかよくわからなくなっているなと私も感じています。ぜひその辺うまい表現、治水も書くようにということですから、ぜひお願いしたいと思います。

【事務局】 中ほどの、水防団のところのご意見でございますけれども、中間とりまとめに向けてもかなりその部分のご意見があったということで、資料1でございますが、中間とりまとめの21ページにももともと水防における民間企業の役割の拡大ということをご提言いただいておりますので、むしろ我々としてはそこを今度具体的な施策としてどういうふうにやっていくべきかということの議論を今、始めさせていただいているところでございます。

【委員長】 よろしいでしょうか。はい、ほかには。どうぞ。

【委員】 いいでしょうか。

【委員長】 はい、どうぞ。委員。

【委員】 3ページの一番下の魅力ある河川の整備のところですね。直方に現地視察に来ていただいた折にNPO法人の活動ぶり、活躍ぶりを見ていただいたところでありませけれども。

【委員長】 ええ、すばらしかったですね。

【委員】 ああいう団体がほんとうに自主的に意欲的に取り組んでいくということ、流域全体にとっても非常に大きな意味を持っていますし、そういう活動を展開してもらっている地域の自治体の長としてもほんとうにうれしい思いでいっぱいではありますが、そういう活動をさらに私どもは流域全体でも広げてほしいし、ほかの流域でもぜひこういう取り組みがどんどん進められていくようになることを期待しておりますが、そのためにはやっぱりどうやって支援をしていくのかということが大事であろうと思っております。

今は河川事務所、それから私どももそうですけれども、それなりの支えはあるんですけども、ほとんどが自分たちの力によって活動を展開しているということです。これをもっともっと何かこう活動しやすいようなサポートの仕方がありはしないかと考えています。そういうことによって魅力ある河川の展開がどこの流域においても出てくるんじゃないかなと思います。そういうふうを感じているところでございまして、ぜひこの点を何か強調させていただきたいなと思うところであります。

【委員長】 直方市に行かせていただいたときに、NPOの方が本当に一生懸命説明していただいて、予算的には大変困っているということをおっしゃってましたね。何かちょっといろいろ考えなきゃならないですね。せっかく継続してきたものが、予算がないということで各地で大変な熱意で努力はしているにしても、これからどうするのかというのは大事なところですよ。

はい、事務局、何か。

【事務局】 まず現地でのいろいろなご議論を踏まえて、今の「中間とりまとめ」にも今の委員のご指摘にもございました市民活動をもっと活動しやすいように支援していくということを記述しております。具体的な取り組みとしては市民団体等の管理における位置づけの明確化ということで記述をさせていただいてございますが、答申案に向けましてもさらに今のご意見を踏まえてまた記述を考えていきたいと思っております。

【委員長】 はい、よろしくお祈りいたします。ではまず〇〇委員、続きまして〇〇委員、お祈りいたします。

【委員】 〇〇でございます。先ほどからの老朽化の話と、水防の話と。で、昨年、直方で実際に樋門というんですか、あれを動かすところも見せていただいて。

【委員長】 そうでしたね。

【委員】 それをあわせて考えると、先ほど委員長がおっしゃったように河川をシステムとして見るという話がありますけれども、そうするとシステムとして見た場合にはそれぞれ部品といいますか、例えば樋門なら樋門が満たすべき性能というんですかね。それを、システムを提示しないとその性能が出てこないということで、例えばその構造物、樋門が動く、動かないという話だけじゃなくて、例えば実際に非常に大きな水害が起きたときに何ていうんですかね。わかりませんが、例えば何分以内に駆けつけて閉めなきゃいけないとか、開けなきゃいけないとか、そういう構造物とかそれぞれが満たすべき性能というんですか、動く、動かないではなくて。それを定義してあげないと、それぞれの部署でどれだけ頑張っているかというのが何か出てこないんじゃないかなとちょっと今のお話を聞いていて思いました。そうするとやっぱりシステムとしてどれぐらいまでたえられて、どこをどれぐらいという話をもうちょっと積極的にやらないと、この限られた予算の中で難しい。何ですか、対応していくのは難しいんじゃないかなと考えます。だから構造物の動く、動かないだけではなくで、どれぐらいで機能するかというか、そういうことを守るための努力というのは必要じゃないかなと感じた次第です。

【委員長】 事務局、どうぞ。

【事務局】 これは冒頭〇〇委員からもお話がございましたように、我々はまさにどういう形でそういった水準を具体的な基準として書き下していくかというのは今後課題であるというのは、これまでのご議論も踏まえて中間とりまとめにも書かせていただいているところでございます。

ちなみに河川の場合はお手元に六法が置かれてございますけれども、河川法の1条に目的があって、治水上、洪水・高潮等による災害の発生を防止し河川が適正に利用されるというような目的がございまして、その2条で河川はそういった目的を達成されるように適切に管理が行われなければならない規定になっています。ですから我々は目的を達するために、施設としてあるいは先ほどのシステムとして、あるいは一連の堤防としてどういうふうに水準を保つべきかというものをこれまでの経験も踏まえながら〇〇委員からもその経験をしてないような施設の場合、どのようにするんだというようなご発言もございましたが、そういったものの水準を定めていくということが大事ではないかということで、これは第3回の辺にも予防保全と一言で言うけれども、堤防から機械までいろいろある中で、ちょっと頭の整理をしなきゃいけないのじゃないかというご議論がございました。そういった資料も整理をさせていただいてございますが、そういったことを踏まえて我々としては今後の中間とりまとめなりを受けた具体的な基準づくりなり、政策づくりなりに反映させていく必要があると考えてございます。

【委員長】 はい、ありがとうございます。それでは〇〇委員、お願いします。

【委員】 兵庫県のほうでは昨年に総合治水に関する条例をつくりまして、総合治水を実際進めていくことができる法的な枠組みをつくったんです。それに基づいて各河川で総合治水の推進計画というのを作りつつあるのですが、その中の1つに私もかかわっておりますけれども、ここでも総合治水であるとか、減災であるとかいうところで特に地域・自治体との連携とか、それから共助とかそういう言葉がよく出ます。先ほど民への財政的支援のお話も出ておりましたけれども、その総合治水の議論の中で必ずその基礎自治体の首長さんから出るご意見が、当然のことながら流域抑制施策とか、それから減災対策、あるいは下水道の整備、そういったことを進める上においてもやはり財政的支援ということがまず最初に出てまいりまして、河川管理者が流域の中で総合治水対策を進める中で中心的役割を果たすというのは間違いなことだと思いますけれども、その一方で連携共助という言葉で終わって、そのあと実際に進める側の自治体、特に基礎自治体の側に立ってみ

ますとなかなかやはり財政的なそういう施策を動かす、自治体を動かす仕組みがないと動かないなということを痛感する次第です。

それとももちろんそういう財政的な話だけではなしに、特に小さな自治体になりますと、ご案内のようにほとんど技術者もないという状態ですから、人的な支援も必要になってくるかと思えますけれども。そういう共助連携という言葉で協力していこう、河川管理者が中心になるというところでとどまるのではなくて、やはりそういう基礎自治体のほうに何らかのサポートをしていく、実現はものすごくそう一朝一夕にはできない問題だと思えますけれども、そういうことを書き込んでいただいて、この河川管理者が今、目指そうとしているベクトルを態度で示していただいたらどうかなと思います。

【委員長】 この辺はほかにもご意見あると思います。もうちょっとほかの人のご意見も聞いてみましょう。

どうぞ、〇〇委員。

【委員】 すみません。この2ページの下から2つ目の黒ポツなんですが、これ排水対策等のオペレーションなどという形で書いていただいている。それから上の記述から含めてですけれども、これはもうぜひともこういう形で重要な課題と認識してやっていただきたいと思っているところです。特にこの排水対策のオペレーションというのは前にもお話ししましたが、どうも利根川筋でいうと私どもの町が一番この対象になるような感じがしておりまして、一応防災会議の資料の中で言いますと、4週間たっても水が抜けないで2万世帯が水につかっているというような答えが出ておるものですから、ここら辺のシミュレーションはほんとうにやっていただいてやるという、具体的なことを検討していただくというのは非常に重要な課題だと思っているんですが。

その上の行の避難等に係る情報提供の点について、ちょっとお話をさせていただきたいんですが。個人情報保護との関係で要援護者支援計画をつくることについてのためらいというのが各自治体にあり、それに対して要援護者支援計画をつくるに当たっては個人の同意は必要なしでつくってしまってもいいんだよというようなことが、たしかどこか国の組織の中でそういう答えが今まで出ていたと思っております。それがつい最近、数日前の報道で法律を改正して要援護者支援計画を市町村につくることを義務づけるというようなことが書かれて、で、そこで、あれ、これは困ったと思いました。何かというと私ども個人情報保護の観点から言うと、やっぱりなかなかきついんですね、この話は。で、そんなことで私たちは手を挙げてくれた人だけが、その要援護者支援計画の中に名前を書いておく

よという話にして、もう一方で裏資料として私どもが行政情報として持っている要援護者支援計画をもう一つつくっておいて、いざというときにそれを水害時に関係者に出していただくという話にしておったんですが、今回の法律改正のときの考え方としては、まず市町村に義務づけはするけれども、しかしそれを関係者に情報としてお渡しするのは個人が了解した場合のものだけだよというような話が、たしか書かれていたと思います、新聞に。私ここで正確な情報として新聞報道しか知りませんので、どうかわかりませんが、仮にそういうような制度が制度化されてきて要援護者支援計画ができてくるという話になったとき、さらにそのときに今の話の情報にあったように関係者に知らせるものは、個人が同意したときの話だけですよという話になったときには、役所として支援計画は持っておいても、それが個々人のところといいますか地元には伝わっていないというケースが当然ある話になるはずでして、ここら辺も含めてこの避難等に関する情報提供、これを今度は河川管理者としてどこのタイミングでどういうふうにしていったときに多分これは自治体に持っていく話になると思いますが、具体的にその法律が動いてきた、変わってきたときにそれに対してどういうふうなここで言っている具体的な検討になってくるのかということは、少しそこら辺も頭に入れた上で検討していただければありがたいなど、そんなふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【委員長】 今のお話は福島・新潟豪雨のときにも、関係の市長さんから出ていて、法律的にどうするのかなど思っていました。この辺はどういうことになっているんですか。教えてもらいたい。

【事務局】 事務局の〇〇です。

【委員長】 はい、〇〇さん。

【事務局】 今、災害法の改正という中でそういった観点の話も出てきています。ただ、まだ途中段階ですので公表できる段階ではありませんが、地域の皆さんが動きやすいような方向で改正されていくと思います。検討にあたってはそうしたことも連携しながら、また今のご意見も踏まえながら行いたいと思っております。

【委員長】 〇〇委員が言われたようなことを自治体がやることになるので、そういうことをどういうふうに解釈するのかというところでおそらく悩まれていると思いますから、そういうことも含めてご検討をお願いしたいと思います。

ほかには、どうぞ。〇〇委員から先にお願ひしましょう。それから〇〇委員そして〇〇委員、お願ひします。

【委員】 4つ、5つありますけれども、まず資料3-3の「残されている論点」でいいますと、3ページに水防とありますね。それに対応する資料1中間とりまとめのほうですと7ページの左の下のほうに水防団の話があります。「水防団員の減少と高齢化云々」とあります。これの確保というのはしっかり言っていただきたい。それとあわせて、この地域の防災力の低下という意味では水防団、消防団だけでなく、建設業者の疲弊という問題もあると思います。それは別のところで少し出てきていますが、地域の防災力の低下というところでも建設業者の役割は大きいので、疲弊の問題、これは公共事業予算の減少とそれから過当な競争による利益率の低下という問題があって、業者そして建設技術者、技能者が相当疲弊しているというのは、問題意識として挙げたほうがいいと思います。

それから、入札の話がこの資料1中間とりまとめの18ページの③のところにあります。地域の安全を支えてきた体制の維持・充実ということで、地域の建設業者を確保していくために発注の手法や入札契約方式等のさらなる改善というのを書いてもらっています。それに加えてここに書くのがいいのかどうかちょっとわかりませんが、維持管理を適切に毎年しっかりやっていくために、従来の発注方式でいいのかという議論があります。特に道路の維持管理などで議論されています。最近地域維持型JVなどが活用されるようになって少しは改善されていますが、欧米などではやはり同じ問題意識で、例えば四、五年分をまとめて契約してしまう。しかも大きなロットにしてしまって20社ぐらいのグループと協定を結んで、日々、毎年、毎年の個別の発注は指名競争とか随意契約を弾力的に使っています。具体的にどこまで書くかは別ですが、そういう維持管理を適切に行うための入札契約の見直しのようなことも、どこか書ければいいと思っています。

3点目は新技術のことが資料1のほうでは20ページの一番上の④というところに書かれています。ここでは新技術について書き込んでもらったんですが、よく読むと「開発された技術や研究成果が現場で積極的かつ有効に活用されるよう、それらについて管理職員が研修等を通じて学ぶことを定着させるべき」とあって、これはこれで結構なんですけど、それだけかなという気がします。新技術を活用、もっと開発するために民間企業に技術開発を促すようなインセンティブを働かせる仕組みを考えると、あるいはみずから国が開発するというのもあると思いますし、あるいは入札契約方式で新技術を活用するような仕組みを拡大するとかそういういろいろ取り組みがあると思います。あまり研修だけで限定する必要はないと思います。

それから4点目が資料3-3のほうでは3ページの下のほうに「まちづくりと一体とな

った河川空間の整備・利用」とあります。これもぜひ進めていただきたいんですが、強調したいのは特に地震がくると四国の南のほう、高知とか相当沈下しますね、大分。そういう沈下するようなところはより一層スーパー堤防のような盛り土対策、面的な意味も含めて盛り土対策というのが非常に重要と思います。それはまさにまちづくりと一体となった治水事業ですので、そういった重要性を強調したいと思います。

最後に5点目ですが、先ほど最初に言いました水防技術の継承だけではなくて例えば維持管理の技術、あるいは河川のパトロール、あるいは点検等の技術、こういったものがおそらく直営部隊では非常に低下していると思うんです。非常に難しいんですが、これを取り戻したい。災害時の対応もそうです。例えばテックフォースでポンプ車を派遣しても、実際にポンプ車を運転できる直営の職員というのはなかなかいません。それはそれでいいということもあるので、ごく少数でもいいんです。全国のどこか国総研のようなところ、あるいは整備局単位でいえば技術事務所のようなところで直営部隊のようなものを確保して、そこで徴兵制じゃないですが、入ってから何年間そこで実際に実務をやるとかいうことも含めて、技術をほんとうに名実ともに直轄部隊である程度は持つというようなことも検討してはいかがかと。これ、どこまで書けるかは別ですけれども、検討はしていただきたいと思います。

以上です。

【委員長】 5つ御意見をいただきましたが、この場で答えられるものについてお願いします。

【事務局】 まず水防団につきましては、先ほどの資料が確かに水防団員と書いてございましたので冒頭もご議論ございましたけれども、やはり水防を担うその団員の方々ということで消防もそれから建設業者の方々も含めて幅広くということが大事だと思いますので、ご意見を踏まえてまた検討をしてみたいと思います。

入札契約制度等につきましても、現在の段階でもそれなりに記述は、これまでのご議論で記述採用させていただいてございますけれども、またご意見を踏まえて今後の修正をさせていただければと思います。

それから新技術を促すという部分につきましても、現在も①のところにもこれもこれまでのご議論の中で現地でそういった民間の方々、技術開発をすることをより要因するような環境づくりというようなことがございましたので、そういった点だけは書かせていただいておりますけれども、今ほどの部分も含めて答申に向けては追加をする必要があるなど

考えてございます。

まちづくりのやり方につきましても、ご意見を踏まえて、またご検討させていただきたいと思います。

最後の部分につきましても、もともと技術の継承につきましても体制のところ等で18ページなどで技術継承、人材育成というようなところについては、これまでも記載させていただいてございますが、今ほどのご意見も含めてまた修正追加をさせていただければと思います。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇委員。

【委員】 岐阜県の〇〇です。言葉の問題なのか認識の問題なのかということでちょっと教えてもらいたいんですが、2ページ目の残されている論点の上から4つ目のポツなんですけれども、超過洪水のことをいった水害のリスクなんです、この超過洪水がいつも起きるのかという認識でこういうふうになっているのか。もう当たり前のように起きると。あるいは超過洪水が起きた場合にはという認識なのか。この文章を見ていると、もう昨今、超過洪水は当たり前のように起きると。だからそのリスクを想定して備えるべきというふうに読めるんですけれども、一方では超過洪水、水害リスクというのは別に超過洪水だけじゃなくて、ずっと計画洪水以下でもあるわけですし、この文章ですと何か超過洪水はもう常にいつもあると。だからそれに対応するということになりそうなんですけれども、ちょっとその認識について少し教えていただきたい。

【委員長】 はい、お願いします。

【事務局】 今ほどの点、ここはあくまでの課題、論点として書かせていただいておりますので、今ほどの点は例えば最初の2ページでいきますと最初の1番目、2番目のポツのところのことそのものもまた大きな今後の課題ではないかというところが論点だと思います。当然川によっても違うかと思ったり、地域によっても違うかと思うんですが、これまでそういった洪水をこうむってきた地域の方々の声としてこれまでこういったご議論があって、現実問題でそういうことも決してまれなことではないということから、こういった今ほどご指摘のあった論点が出てきているかと思っておりますので、今後の課題としてそういったことも含めて議論すべきだということ、我々としてはこの委員会の中で抽出いただくと認識をしているところでございます。

【委員長】 はい、〇〇委員、お願いします。

【委員】 防災やあるいはその維持管理上の問題を解決していく上で、いろいろな分野と連携していかななくては問題が大きくて解決できないというような認識はあると思います。この中でも広域の連携ですとか他分野の連携という言葉がいろいろ出てきて、ほんとうにそのとおりだと思いますが、空間的あるいは流域内の広域連携みたいなものは現実的にできそうなイメージがあるんですが、いわゆる他分野の連携ですね。道路や河川や下水道、あるいはまちづくり、そういったいろいろな分野の連携がどうしても必要になってくると思います。やはりお役所の縦割りのイメージの中で、言うのは簡単なんでしょうけれども、ほんとうに連携できるのだろうかという気もいたしますので、他分野の連携に関しては踏み込んだ形で表現していただけるといいんじゃないかと思います。

以上です。

【委員長】 これはほんとうに大事なんだけど、なかなか踏み込まないですね。踏み込めないんですかね。私は国土交通省のいろいろな部局と関わりを持ってみると、おっしゃるとおりで一緒にやればうまくいくのにな、というのが意外と多いんですね。そういう連携がこれから求められるということは間違いないことなので、ぜひそこは努力して欲しいと思うし、書き込むこともやっていただきたい。よろしくお願いします。

一通りお話いただきました。私も委員の1人としてお話をさせていただきたいと思います。超過洪水の定義をどうするのか。先程〇〇委員も言われたように本当に計画規模を超えるような話なのか、まだ計画ができていない川に対しての超過なのか、いろいろありますので、これはこれでそれぞれに対応すればいいんですけれども、私は非常に大きな超過洪水に対して、河川分野はどう考えるのか、その治水の哲学といえば大げさですけども、そういうものを考えてほしいと思います。例えば「ダムによらない治水」でダムがつかれないとなる。だけれども、ダムは大事な治水方策なのでそういうものがつかれないということは、大変困る流域がたくさんある。スーパー堤防はだめだと言われて、はい、だめですねと言っちゃうけれども、スーパー堤防も非常に重要な方策となる地域はもちろんある。それらがだめだと言わないで、流域全体を治水という面で、あるいは利水、環境も含めて総合的に流域をどう見るのか、必要であればそれは当然検討されなければなりません。一時期随分治水の議論はされたんですけども、ここへ来て相当その議論が低下しました。その上、超過洪水という大問題が出てきているときに、それに対する答えを持たずに無手勝流でやれというように聞こえます。ここに書いてあるのは、そのとおりなんですけれども、何をやるのかということについて、今回は私は書くべきであると思っています。

書けないことというのはあるんでしょうけれども、考え方というそれは普遍的で、いつの時代でも変わらないと思うんですが、それをぜひ書いてほしいと思います。

私が考えたのはダムが治水上要らないなんていうことはあり得ないわけです。河川によっては、ダムでなきゃだめな流域があるわけです。例えば最近私は必要な河川の川幅ということで勉強しています。利根川で明治43年からの災害を経験しながら今日までの川幅がどう変遷してきて、既往最大の洪水で災害が起こる度ごとに、先輩たちが必死になって川幅を広げたり引堤をやってきました。その結果として次の災害に対しては減災になってきたわけです。

ずっとそれをやってきたんですが、もう昭和55年の工事实施基本計画以降はこの大洪水に対して、川幅を広げるとか川を掘るというだけでは、災害を防げない状況がいろいろな川に出てきています。それに対してどう対応を考えるのかということなんです。超過洪水と言うのは簡単ですけども、社会が、地域がどう求めている、技術としてもどう対応するかということこそそろそろ治水の哲学として書かなきゃいけないと思います。それをいつ実行するかはもちろんいろいろな事情があったり、財政力の問題もあるし、それから世の中にはそれは必ずしもよくないという人もいるでしょうから努力をしてやっていくことになります。私は超過洪水について議論するのであれば、これまでやってきたことと、これから考えている対象スケールの中にレベルギャップがありますから、そういうものをどう考えていこうとしているのかを、この中で触れていただきたい。どこまで現時点で触れられるかはさておき、だんだんそのレベルを上げていけばいいと思います。私は河川分科会長でもありますので、現実の問題としてぜひ議論させていただきたいというのが、まず1点目であります。

2点目はよく言われる二線堤についてです。氾濫したら二線堤をうまく使うべきだとよく言われます。それもあってしょう。しかし、考えなきゃならないのは二線堤と旧堤防をもって二線堤と言っているのか、あるいは氾濫地形で自然堤防のようなものがずっと連なっていて、そういうものを二線堤と言っているのか。地域によっていろいろ違うと思うんですけども、氾濫軽減を考えるのであれば、自然堤防の存在も対象にすべきです。もちろんこの東京都内まで入ってくると自然堤防というのは非常に小さくなっていますけれども、荒川流域、信濃川流域では下流域まで大きな自然堤防が見られます。その上に人が住みついている。越谷あたりまでの大きな自然堤防の分布は荒川、利根川の氾濫ででき上がったと言われています。超過洪水対策とか土地利用とかいうのであれば、地形の成り立

ちとの関係の中で河川技術者だけじゃなくて、地理の専門家とか環境の専門家も含めて、いろいろな人たちと勉強し、その辺をもっと広げていただきたいと思います。私もそういう勉強を始めているんですが、河川工学が専門ですから、その程度の知識しかない。こういう話はものすごい発展性があると。ほかと一緒にやれると。先ほどのまちづくり、都市、道路、とどうやって協働してやるのかは国土交通省内の連携のあり方ですけども、二線堤等と書いて終わっちゃうのではなく、それは一体何なのかと。具体的に地域によってそれはどういうふうにご利用していくのがよいかわかるような、展望が拓けるような書き方にしていってほしいと思います。土地利用の対応だけではなくて、そういう自然の成り立ちとの関係で現在はそれがどんなように使われてきていて住宅地になっているのか、あるいは低いところは水田としてうまく利用されていけばそういったものとの関係で今後どうするのか。いろいろやるべきことは多いんじゃないかなと思っています。

3番目は、地球温暖化の適応策についてです。気候変動の適応策は私が委員長で河川部局が国土交通省のトップを切って議論し、答申を出しました。これはこれでよかったなと思っていますんですが、今から考えてみますと不十分でもっと踏み込むべきだと思います。今、私が議論した2つの話題を含めてですけども、今だったらもっと本格的な議論ができそうだと。その辺は超過洪水対策の中で考えるんですが、もう一つどうしても検討しなければならないのは今まである技術を超過洪水対策にどこまで使えるのかという、何も特別に新しい技術じゃなくても幾らでも適応策としてやれるものはあるので、そういう視点で整理する。その上で足りないところはどこなのか。これは今でもやれることで、ぜひやらせていただきたいし、そういう考えの必要性を土木学会の水工学関係者を中心に訴え広げていかなきゃならないなと思っています。

先ほど言いましたように維持管理にあまり頼り過ぎて、予防的な維持管理とか予防的治水と言っていますけれども、河川のシステムとしての河道の役割とか構造物の役割。それらにどんな機能を持たせるのかについて安全性を含めた技術論・設計論を徹底的にやらないと表面だけの検討になりほんとうに解決するのか心配です。平成17年に実はこれと同じ委員会があって、私は委員でした。そのときはもっと熱い議論があって、もっとやれそうな議論でした。だけれどもその後ほとんどやらなかった。やれなかったと言ったほうがいい。残念でたまりません。あのとき議論したことが実はまたここで議論しなきゃならん。また同じこと繰り返していいのかというのが、私の思いでして、少しずつでいいから進展させていただきたいと思っています。

ここは事務局に十分考えていただいて、今回どういうシナリオの答申案とするのか。私の意見も含めて議論の活発化、実行へつながるような方向性をお願いしたいと思います。

先ほど〇〇委員から基礎自治体の財政的な支援、やり方、そういったものについてどう思うかと。これは先ほど〇〇委員が言われたNPOのあり方もそういうものにかかわってくるのかもわかりませんが、その辺をどういうふうに扱うのかまだ伺っていませんので、事務局からの説明をお願いしたい。

【事務局】 まず現在の中間とりまとめでございますけれども、資料1の10ページのところでございます。(1)の今後のあり方の中での2段落目でございますけれども、特に厳しい財政状況のもとで都道府県等の管理河川を含め、全国的に所要の管理水準を確保していくために、技術基準の整備等を踏まえて計画的な維持管理の実施を徹底する必要がある、そのための制度整備や支援措置が求められるということで、非常に幅広い表現になってございまして、先ほど〇〇委員のご指摘があったような具体的なことがある意味ではわかりにくい、少しもやっとしているようなところもございます。ご意見も踏まえてまた答申案に向けて整理をさせていただければと思います。

【委員長】 先ほど〇〇委員はもう少し踏み込んで書けないのかというお話でしたが。どうですか、〇〇委員。

【委員】 その件については、委員長に言っていますので。

【委員長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】 ちょっと今の件と違いますけれども、ところどころ津波災害のことを記載して、そのときに施設がどうであったという記載はあるのですけれども、津波とか地震を外力として想定した記載がどうもないのかなと思います。もちろん河川部局のほうでは津波災害とか今回の東北大震災を踏まえて中央防災会議から出てきた外力を中心に、もとに河川構造物の点検は行われていると思うんですけれども、この維持点検の中でも特に超過洪水という言葉が出ておりますので、その超過外力として洪水に加えてそういう地震災害も少し触れる必要あるのかなと。あるいは地震とか津波の災害も触れる必要がないのかなと思う次第です。あるいは別の委員会なり、あるいは答申のほうでそれに対応するというのであればそれで結構なんですけれども、それであればその旨をどこかに記載いただいはどうかと。ここでは取り扱わないというようなことにされてはどうかと思います。なぜそういうふうなことを申すかと申しますと、例えば大阪のほうでも今、沖積地が多い関係で地震外力が出たらそれをもとに河川構造物を含む土木構造物の耐震点検を行っている

ころです。

その中でやはり例えば河川堤防を1つとりましても、なかなかその耐震性を外力から地質条件を入れて点検する手段といえますか、延長が長くなりますと一々耐震設計、耐震精査できませんので、そういう簡易な方法がないということで港湾のほうで使われているチャート式診断というのを援用せざるを得ないような状況です。ですから、そういう意味で河川のほうでは今まで港湾に比べるとおそらく外力としては圧倒的に洪水ですから地震とか津波外力に対する経験が、歴史が浅いというところもあるかも知れませんが、例えばその阪神淡路大震災以降はかなり地震に対する河川構造物の見方が変わってこれていますけれども、今回の津波なんかですと、ふだん我々が考えている方向と逆方向の流れ、外力を受けるわけです、もろに。河川構造物はそういうことを全然想定せずにつくられていると思いますけれども。そういうふうなことも考えますと、いま一度そういう点検も要るのではないかなと思うんですけれども。そのあたりはどういうふうにお考えでしょうか。

以上です。

【委員長】 はい、それではご質問に対して事務局より回答をお願いします。

【事務局】 まず津波に関しては津波時の施設の操作の観点で洪水、いわゆる超過洪水のようなときの操作と並んで議論をしていただきましたので、その点についてはこの中に触れてございますけれども、特に地震に対する施設の管理あるいは地震後の施設の対応のような点については、今はほとんど触れられていない状況でございますので、先ほどのご議論も含めてまた答申案に向けての課題の中に折り込むべきものだと思いますので、また事務局のほうで整理をさせていただければと思います。

【委員長】 はい。もう1点、言わせてもらいます。河川法では河川を総合的に管理するというんですね。それは治水と利水と河川環境を総合的に管理する。それをそろそろ河川管理の中で本格的にやっていただきたい。利水と治水というのは昔からなんで、そこはそれぞれのつながりを持ってやって来ました。環境の整備と保全については新しく河川法の目的に入れました。これは大事なことで環境の整備と保全のおかげで、河川行政が世の中に好感をもって受け入れられるようになってきたし、いろいろな意味でよかったと思うんですけれども、ここまで来るとあまり環境だ、治水だというふうに分けることに弊害も出てきているように感じますと。すなわち一緒に考えたらうまくいくものがある。もう少しこう全体でやれることってあるんじゃないか。河川法の目的が総合管理ですから何ら困

らないわけで、そろそろ総合的にやることによって、安全でよい川ができるという思想が根づくようにしていただきたい。

さらに、ほかの部局と一緒にやるべきものっていっぱいありますよね。下水道が河川と一緒になったということを含め、当然有機的に広がることはたくさんあります。総合的に見る、横串を刺してやるんだということを基本にしていきたい。自分たちが今までやってきたやり方でいいんだと思いきや過ぎて変わっていない。そろそろ変えたほうがよいものがある、そういう時期にあるんだと。津波防災地域づくり法が社会資本整備の原点と考えるべきです。原点にある人の命を守るには一緒になってやるんだと。災害の大きさが無限大になり得るんだということももちろんで、連携して一緒にやる。ただ一緒にやるというのはそんなに大きいスケールじゃなくても、津波防災地域づくり法の考え方がいろいろなところに適用できる。それを河川管理の中でどう書くかは考えなければなりません。今まで同じやり方でやってきていることを、変わる時代だと考えたほうがよいものがある。河川管理の場合、こう考えるということでない、なかなか変わらないだろうと思います。

皆さん、私の言うことはむちゃでしょうか。私は今日これを言いたくて、ここに来ています。それは無理だよと言うのであれば、それはそれでご意見として伺っておきます。

〇〇委員、どうでしょうか。

【委員】 大賛成です。現実にとどこまで書けるかとか、どこまでできるかという問題はありますけれども、問題提起はすることは大変結構だと思います。

【委員長】 〇〇委員いかがですか、行政マンとして。

【委員】 まさに治水、河川環境、利水、我々も目指したい、目指しているところですし、いろいろと先ほどの下水との連携、あるいは道路、公園との連携とかいろいろ切り口はあると思うんですね。いろいろとやっていきたいと思っておりますし、大賛成であります。

あともう一つ、地震の話があったので、ちょっと今の連携とは違うかもしれないですけども、たしかこの委員会の初回か2回目ぐらいに若干私も申し上げたし、〇〇委員もたしか申し上げていたかと思いますが、地震津波対策ということでは今回の維持管理とはまた別かもしれないんですけども、まさに喫緊の課題で取り組もうとしていまして、都でも2020年までに水門の外側の堤防、それから水門自体を耐震強化を図ろうということで取り組んでいまして、それが言ってみればリニューアルの機会でもあるので、新しくなるわけじゃないじゃないですけども、そういった機会を生かしながら、その維持管理の

ことも考えながらやっていくという切り口はある。ただ結構その地震津波、特に津波なんかだと低地帯みたいなどころなので、東京都の場合には東部のほうにかなりの低地帯を抱えていますから、その河川堤防もその津波に対する防御になるということで、その耐震補強ってあるんですが、全国的に見るともしかしたら地域的には少ない場所なのかもしれないという気がします。非常にこれも大事な切り口だと。

以上2点。

【委員長】 はい、ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

【委員】 ちょっといいですか。

【委員長】 はい、〇〇委員。

【委員】 まさに環境対策と治水とセットでやっていただくというのは非常にいい考え方で、私、前にお話ししたと思うんですけども、このちょうど16ページに書いていただいている関東地方においてというのは、実は江戸川で、あんまり江戸川の担当の人は賛成しなかったのかもしれませんが、河川敷の中の土を掘って堤防を太くしていくと、埼玉県側の。この仕事を今やっていただいているわけですが、そのときに環境問題についていろいろなことを言っておられる皆さん方と話をする中で、今まで通常時流れていたところの両側に木が生えて、河畔林みたいなのが生えちゃっています。その裏側を浅く掘ってもらおうと。その土を使って堤防をつくっていると。こんな形をやっていただいているんです。

結果としてそこの部分で2枚貝がたくさん増えてくる。そしてその結果としてそこにタナゴが増えてくるとか。そんなことが起こっているということで、まさに治水対策としておそらく堤防強化の仕事をするときの土が現地調達で、河積もそれによって増えているんだと思うんです。ただこれははっきり申し上げて多分技術的に言えば全部とっちゃったほうがいいんだという話のほうが、治水的に言えばいい話なんだろうなと思います。もしかしたら、ああいう掘り方していたら3年か4年かたって洪水のときにまたもとに戻っちゃうよという話なのかもしれませんけれども。もしかして小さな試みだけでもそんなことをやっていただけると非常にありがたいなという話で、私も大賛成だと思っています。

【委員長】 ありがとうございます。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今の環境と治水のあり方というんですかね。私、一番最初のこの委員会のときに河岸に生えている木の話をしていただきました。これにごみがひっかかって景観上、非常によろしくないということを申し上げたんですけども、これは治水上もちろん流水の阻害要因になるわけなので、治水を担当される側からすれば、何とかして切りたいという思

いはおありになったんでしょうけれども、やはりいろいろな環境愛護団体のことも考慮に入れられてなかなか取り組みが進んでこなかったということがありましたけれども、今、随分その木を切ってもらっております。またそれも切ることによって河川断面を拡大する掘削作業も行っていて、その作業の工程上切らなければならないという前提としてあるわけですが、要するに切りやすい状況にはなってきているということもありますけれども。やはりどうあるべきかということで、今、踏み込んでお互いに話をするということが大事であろうと思います。遠慮してなかなか話に行くのが、ちょっとこう何ていいますか、尻込みしてしまうというようなところもあったみたいで、やはり先ほどから言われるように思いの違うところ、団体等、組織等との何ていうんでしょうか、議論を積極的にやっていくということが、どういう問題にしてもやはり大事ではないかなと思うところであります。

【委員長】 ありがとうございます。

それではどうぞ、〇〇委員。

【委員】 〇〇でございます。先ほど委員長は十年ほど前にも何か熱い議論をしたと。

【委員長】 平成17年ですね。

【委員】 はい。別にこういう委員会だけではなくていろいろな大きな組織では、必ずその何かあるたびに新しいことをやろうと提案して、でも結局は実現されないということがあるんですけども。学会なんかでも多分そうだと思うんですが、じゃあ何でそれができなかつたかということを実は大きな組織ほど要するにそういうコメントをしないまま進んでいっているような感じがします。企業なんかはそれを言わないと、何ですか株主も支えてくれないとかいろいろあると思いますけれども、過去の要するにいろいろな提案があったものに対して、これは必要だと後から認めたものに対して、なぜ今までできなかつたかということ、どうですかね、オープンにするというか、こう公に述べてしまうというのもひとつの後ろ向きなようですけども、一步前進なんじゃないかなと思います。そうじゃないとまた同じことになって、何かそういうコメントがあってもいいのかなと思いました。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。今のお話、河川行政は内向きなんですよね。堤防の間の洪水流水等について、今までずっとやってきて、そのとき管理には氾濫もあるよという議論をしたんですけども、本格的にそれを痛みとして自分も含めてですが、あまり

真剣にそのところをやれなかった。でももう今はやらなければならない段階にきちやっているんですね。現実には津波災害が起こった、川だって同様な災害が起こり得るということですから、これがもうはっきり言って検討する最後のチャンスですよ。ここでちゃんと踏み出さないと、おそろくなかなかやり方は変わらないで粛々とやるだけですよということになりかねないというのが私の感じているところです。時代がそれを求めているということ。それに私たち河川技術に関わる者は答える義務を持ってきたんじゃないか。そういうことだったんだなと思いつつ、ぜひいろいろな形で行政をバックアップしていくべきだろうと思っています。

【委員】 何か単純な縦割りという問題だけじゃないんじゃないかという気がしますけれどもね。よく縦割りということで何か簡単に言われますけれども。そうじゃないところも結構あるんじゃないかなと思いますけれども。

【委員長】 いろいろやっていたんだけど、それほど変化はなかったということだろうなと思っています。これは今やるチャンスというか、踏み出すときです。もう軸を定めなきゃならないと思っています。

【委員】 はい。

【委員長】 ○○委員。

【委員】 はい。あんまり委員長のご意見に概念的なことしか申せませんけれども、やはり治水と環境という間に「と」を入れるからもう常に対立概念とかトレードオフに位置づけられてしまうんですね。で、おそらく河川法の思想はそうではなくて、委員長が今ご発言になったような、まさに同じ一体的なものですよというようなことから環境が内部目的化されたと思います。ただ技術者とかそれから学のほうもなかなかそれに今までのでき上がっている分野で拘泥し過ぎているというか、不慣れで総合化とか一体的に洪水と生物学というような生態系とか環境とかいうものを一体的に考えることに不慣れである。

それとこれはおそらく行政の技術者の中でもまだ十分にそういう概念に慣れていない部分はあるかと思いますが、それ以上に多分大学とか学のほうでそういうことに、そういうインテグレートすることにあまり貢献してこなかった。あるいは逆行していたんじゃないかな。例えば大学が大綱化とっていわゆる分野間の敷居を低くして大学科をつくったり、できるだけ学際的にやっつけようよ。柔軟にやっつけようよという取り組みをしましたが、結果的にはそれがうまくいってないですね。いまだにやはり各分野がかなり分野間の境界が先鋭化されていて、その大綱化が実現してないという、そういう

背景もあると思います。そういう意味で我々学会のほうも、そういう例えばかなり最近ではクロスオーバーしてきましたけれども、そういう新しい考え方、新しいでもないですね。もう当然あるべき考え方ですけれども、そういう方向に学術活動のほうも展開していかないといけないのかなと思っています。

【委員長】 ありがとうございます。私たちは何か環境というと、水の少ないときの生き物を中心に考えがちですが、大洪水のときにも環境を考えてどういう川づくりをするのか、例えば生き物の避難の場所とか。多自然川づくりなんていうと、生態のことが中心にあって、生態系としていい川づくりということは間違いのない事実ですけれども、けれども同時に大洪水が出たときも生き物がどうしていて、そこにある植生もどういう役割をしていて、どんな川をつくるのという、それが水の少ないときもいい川ですねというような、何かこうもっと大きな話なんだろうと。それを自分たちでスライスしてやり過ぎちゃっているところ、行政が少しずつ直していただけるといいなと思います。局長はこのあたりはもう長年にわたっていろいろおやりになっているんですが、ひとつお考えをいただきたい。

【事務局】 今日は委員長からそのうち振られるだろうと思っておりましたけれども、重いお話、重い課題をたくさんいただきました。

まず1つ申し上げたいことは、答申文を小器用にきれいにまとめるということではなくて、現時点でやれることとやれないことみたいなものをはっきりさせて、これから次の時代に送っていくべきことも当然ありますので、そういったところをちゃんと分けて記載をして。あまり言うと怒られちゃうんですけれども、これまでは出来るところを一生懸命小器用にきれいに文章にしてやってきていたところが役人ですから強いんですけれども、少しそうではないものをここで1回つくったらどうかなと今のお話を承りながら考えておりました。

特に2点ほど申し上げます。1つは最初に委員長がお話をされた超過洪水の話ですけれども、私も3年数カ月前は河川計画課長の仕事をしておりまして、当時の思いは全国で109水系の河川整備基本方針をまずやっつけろというようなことで、一生懸命非常に難航した球磨川だとか淀川だとかそういったものをやっていました。それが一段落ついたら次のその先の議論をしたいと思っていて、温暖化という場を活用しながら超過洪水のご議論をしていただくということで考えていたわけです。そして、中間答申みたいなものを温暖化の中でまとめていただいて、超過洪水の考え方みたいなものもある程度ガイドライン

みたいなどころまでできて、さあこれからそういったしっかりした議論を積み上げて実行に移していくところまで行っていました。その後は、ある意味今申しました超過洪水対策の中ですごく幅広くやろうとしていたメニューどりのみみたいなものをある程度制限された形でいろいろな議論を進めなくてはならなかったというようなこともございました。

しかし、これから治水対策というのは、また時計を巻き戻すようなことになるのかもしれませんが、もう一度あの時点に戻して本来どうあるべきかというのをきっちり議論していくことが大事かなと思っております。それをどの場で議論するかというのはこの場なのか、それともまた別の場なのか、そこはちょっとご相談をさせていただかなくちゃいけないかなと思っております。そういうことが大事だということのをこれから予定されている答申の中とか、そういったところでしっかり位置づけていただくことによって、次につないでいくということになるのかなと思っております。そんなところをしっかりと今の我々が考えているところを表現できればとひとつ思っています。

もう一つは環境の話ですけれども、ちょうど河川法改正のころに私は、河川環境課の専門官というのをやらせていただきまして、3年ほど多自然の川づくりだとか、アセスもそうですけれども自然共生センターというのも実際につくって、フィールドでいろいろなものを検証しながらやっていくということに着手をしたわけです。先ほどお話があったように多自然川づくりというふうにして内部目的化がはっきりした段階であまりみんなそれを考えなくなって、何となく自然との一体的に考えるという委員長が言われたことも止まってしまっているような感じを受けます。

平成9年の河川法改正で自然環境の整備保全というのが目的になったんだから、ここをしっかりとやろうぜといていた時と、少しトーンが違ってきているような印象を私は受けます。確かに〇〇委員がおっしゃられたようなエコロジカル・ネットワークだとか、兵庫県円山がコウノトリとの共生できる環境づくりとか、手段というか道具立ては確かに多様になってきているような気がしますが、これはまさに委員長が言われた総合性みたいなところなのかもしれませんけれども、全体をどういうふうにするのかという大きな枠組みみたいなものを今は少し見失っているんじゃないかなというのが私の実感です。

そういうこともあって事務局にはそういったところをもう一回、枠組みから考えていくようなことを今はお願いをしているところです。特に我々は場をつくりさえすればいいというような感じになっているところがあるんですけれども、そうではなくて、やっぱり全体のコーディネーターとして例えば生物多様性みたいなものをしっかりと確保していくため

にはどうしたらいいのか。まさに生物多様性というのは今、委員長がおっしゃられたように平時だけではなくて洪水のときとか大渇水のとき、全部含めて生物多様性というものが組み立てられているので、そういうことをちゃんと考えて川づくりを私もやらなくちゃいけないなと思っています。そういったところもこれからの課題としてしっかり位置付けることによって、全て答えができちゃっているような答申ではない答申を今回つくっていただいて、次にまたどういう形で議論するかというのは別なんですけれども、これから我々が皆さんと一緒に解決していかなくちゃいけない課題というのをはっきり整理して、その上で、どういう順番にどんなふうに取り組んでいかなくちゃいけないのかという大きなデザインみたいなものをしていく、そういうタイミングかなと思っております。これは私も常々そういうことを考えておりましたが、今日はまさに委員長からそういうご意見をいただきました。それから委員の皆様方からもたくさんご意見をいただきましたので、少し触発されてこういう話をしてしまいましたけれども、大きな方向としてはそんなところでいければどうかなと思っておりますので、またご議論いただければと思います。よろしくお願いします。

【委員長】 ありがとうございます。大変だろうと思いますけれども、事務局は今日のご意見をどういった形で政策として展開していくか検討していただきたいと思います。中間のまとめとして本日出ているのは大事です。それに加えて今後の方向づけとして今のように入ってきてくれればよろしいかなと、方向を出していただければよろしいかなと思っています。どうぞよろしくお願いします。

以上、よろしいでしょうか。それでは各委員には熱心にご審議をいただき、また貴重なご意見をいただきありがとうございました。年度内の審議とのお約束でしたので、できる限り次回をもって答申の議論をまとめたいと考えております。後日お気づきの点がございましたら、各委員には今月中に事務局までご意見をお寄せいただきたいと思います。よろしくお願いします。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 ありがとうございます。それではよろしくお願いいたします。

次回は答申を取りまとめるご審議をいただきたいと思います。事務局におかれては各委員のご意見を踏まえ、次回ご審議いただけるよう、答申案を説明するよう準備をお願いします。

最後に本日の議事録につきましては内容について各委員のご確認を得た後、発言者の氏

名を除いたものを国土交通省大臣官房広報課及びインターネットにおいて一般に公開することとします。本日の議事は以上でございます。

【事務局】 どうもありがとうございました。次回の日程等につきましてはまた改めてご連絡差し上げたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいいたします。お手元の資料につきましてはお持ち帰りいただいても結構でございますが、希望される方は後日郵送させていただきますので、そのままお席に残していただければと思います。

それでは閉会をさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —